

猪選告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和8年3月1日付猪名川町選挙管理委員会告示第17号は廃止する。

令和8年6月1日

猪名川町選挙管理委員会

委員長 松村 恵生

記

選挙権を有する者の3分の1の数	8,102人
選挙権を有する者の50分の1の数	487人